

美容医療サービストラブル

令和4年中に受けた全国の消費生活相談における年齢層別の商品・サービス別上位件数をみると、20歳代で「エステティックサービス」が最多の約12万件で1位、30歳代で3位、全体でも6位となっています。美容医療サービスの中には、高額な契約になるものや皮膚障害ややけどなどの危害も一定数発生している状況です。

【事例1】30歳代 女性 剣淵町

以前から通っているエステ店舗で改めて約7万円するシミ取りのエステを受けようと申し出た。関係書類を受け取って、広告をみると今までの施術ではそのようなことはなかったが、「シミがかさぶたのように取れる」と書かれている。契約をためらっていると、担当者から「契約書に署名したのでクーリング・オフはできません」と説明された。本当にもう解約できないのか。

【事例2】60歳代 女性 他地域

「顔のリフトアップが約1万4千円」というCMを見て美容整形外科に行った。医師ではない人にカウンセリングを受け「年齢的に安価な施術より、他の施術と組み合わせの方がよい。約半額にできる」などと言われた。症例を見せながら「こんなに変わる。絶対に失敗はない」と強調して説明され、約50万円で契約した。リスクの説明はなかった。今すぐにと勧められ、当日施術を受けたが、リフトアップの効果が感じられないだけでなく、左右のバランスも違った。

【ひとこと助言】

○施術には身体への危険が伴います。事前の情報収集などを行いましょ

クリニックの広告等の情報をうのみにはせず、他の医療機関や法に基づき設置されている医療安全支援センターでも情報収集を行いましょ。

施術を受けるかは、医師から施術内容や料金、効果やリスクなどについて、十分な説明を受けた上で、慎重に判断する必要があります。美容医療は多くの場合、今すぐに施術する必要はありません。いったん家に戻って落ち着いてから決めましょ。

○クーリング・オフや中途解約も可能です

2017年12月1日に改正特定商取引法が施行され、美容医療サービスのうち、特定継続的役務提供の要件（提供期間:1カ月超、金額:5万円超）に当てはまる脱毛、にきび・しみ等の除去、しわ・たるみの軽減、脂肪の減少、歯の漂白などは、一定期間内（8日間）のクーリング・オフが可能です。クーリング・オフ期間が過ぎても、事業者が定めた解約料を支払う必要はありますが、中途解約もできます。

【事例1】は、手渡された関係書類は契約書面ではなく、事前に渡す義務のある概要書面でした。そのことから、契約前であることを説明し、解約を申し出るよう助言しました。少しでも「おかしいな？」と思ったり、困ったときは下記相談窓口にご連絡ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

